

1105.20 1 . ばれいしょのフレークの関税分類基準について

ばれいしょのフレークを更に粉碎したものが関税率表第 1105.20 号に該当するか否かは、同表第 11 類注 2 (B) の表中「とうもろこし及びグレーンソルガムの粉」の基準（目開き 500 ミクロンのふるいの通過率 90%）を準用して差し支えない。